

来る一方、戦前わが国の名譽領事であつた者で再任の方を希望して来る者もあります。また、わが在外公館長からも候補者の推薦がありますので、政府といたしましては、昭和二十一年度から、必要な箇所に適当な人を名譽領事として任命したい所存であります。

現行外務省設置法は、名譽領事館を大、公使館及び領事館と同様在外公館の一として規定し、法律をもつて名譽領事館を設置して後、名譽領事を任命する建前をとっています。

しかるに名譽領事は外国人であり、身分上、国家公務員でも外務公務員でありますので、本任の領事に比し、その職務は当然制限されており、従つて名譽領事の勤務する名譽領事館を領事館と同様在外公館として規定することとは必ずしも必要でなく、かつ名譽領事制度の運用上はなはだ不便であります。そこで今般の改正の趣旨は、名譽領事制度の実体に即してその運用を簡便ならしめるため、名譽領事館を在外公館として法律をもつて設置せずに、名譽領事を任命し得るようにするものであります。

すなわち本条におきましては、現行

外務省設置法第二十二条第二項から名譽領事館及び名譽館事館を削除し、また同第二十五条第二項から名譽総領事及び名譽領事を削除し、新たに第六章として、第三十一条第一項に名譽総領事及び名譽領事任命の根拠を明らかにし、同第二項において職務その他について定めたものであります。

第二に、本案第一条の在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正について説明いたします。第二条の要旨は、在外公館十二館の設置及びエジプト

ト公使館の大使館への昇格に伴い、これら在外公館の名称及び位置を定めることであります。政府は平和条約発効しました。

本年一月末までに開設済みのものは大使館十八館、公使館二十一館、總領事館十六館、領事館十館、在外事務所一館、合計六十六館であります。このうち九館は兼轄公館であります。

政府といたしましては、特にわが国の經濟外交推進の見地から、昭和二十一年度における新設公館につき慎重検討を加えました結果、在ホンデュラス、

シリア、在レバノンの七公使館及び在エジプト、在パレスチナの二總領事館並びに在トルコ、在コロンビア、在アフガニスタン、在イラク、在レバノンの三領事館、合計十二館

を設置し、また在エジプト公使館に、在トルコ公使館は在メキシコ大使館に、また在アフガニスタン公使館は在イラン公使館に、それなく兼轄させるものであります。

すなわち本条におきましては、現行外務省設置法第二十二条第二項から名譽領事館及び名譽館事館を削除し、また同第二十五条第二項から名譽総領事及び名譽領事を削除し、新たに第六章として、第三十一条第一項に名譽総領事及び名譽領事任命の根拠を明らかにし、同第二項において職務その他について定めたものであります。

第二に、本案第一条の在外公館の名

称及び位置を定める法律の一部改正について説明いたします。第二条の要旨は、在外公館十二館の設置及びエジプト

び位置が外務省設置法に規定せられるためであります。

第三に、本案第三条の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正について説明いたします。

政府といたしましては、特別職の職員の給与は、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の別表第二の通り、一号から三号までの／＼三段階にわかれていますが、政府といたしましては、官民双方から新進氣鋭の士を抜擢し、大使または公使に任命しやすくするため、大使及び公使の現行一号俸の下に、それ／＼新たに低い号俸を設けようとしています。

本条におきましては、特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)、別表第二を改め、新たに大使一号俸を七万二千円とし、従来の一號俸七万八千円を二号俸と同様号俸数を繰上げた次第であります。

第四に、本案第四条の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正について説明いたします。

本案第一条の、国際連合日本政府代表部の設置、第二条の、在外公館十二館の設置、及びエジプト公使館の大勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の表に、前に述べました十二館及びエジプト大使館を加え、同表中からエジプト公使館を削除いたしました。なお、本条においては、當面人員と予算を必要といたします。

本条におきましては、在外公館の名

たしました。なお、これらの在勤俸の額は、既設の在外公館分について算定いたしましたのとまったく同じ方法に

トに適用する法律の一部改正について説明いたします。

以上をもちまして、本案本文についての説明を終ります。

なお、本案附則におきまして、本案の施行期日を四月一日といたしておりますが、在コロンビア、在アフガニス

タニア及び在イラク各公使館に関する部分につきましては、国交回復後、政令で定める日から施行するよう措置いたしました。

以上をもちまして外務省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由並びにその内容の説明を終ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御採決下さい。

○上場委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。本件に関する御質疑はございませんか。

○福田(鶴)委員 御説明を承りました

ル、南アフリカのダーバン、インドのバンガロール、コスタリカのサンホセ、ハイチのポートオーブリーン、この七箇所に名譽領事をそれ／＼任命いたしました。

考えてあります。なお戦前は、大体四十人から五十人程度名譽領事が設けられてあつた次第であります。

○福田(鶴)委員 それから俸給に関しても伺います。今度四等大使、四等公使ができるという構想のようであります。新進氣鋭の民間人並びに外務省員を抜擢ということがここに書いてあります。ですが、この理由だけではなく、何日本からの経済外交であると相手国の希望があるのか、あるいは日本の外交政策の上に原因があるのか伺いたいと思います。

○小瀧政府委員 四等大使という呼称が悪いので……(笑声)そうおつしやいましたけれども、私どもの考え方といましましては、俸給に四つの段階を設けるというわけであります。新進の人たましましては、俸給に四つの段階を設けるが、ごく簡単にこれにつきまして御答弁願いたいと思います。一つは、名譽領事が戦前は側面的に日本外交に非常に貢献した事実がありますが、大体どの程度の人数をお考えになります。これどこに予定されておりますか、この点をお伺いいたします。

がございましても、在勤俸はその土地のないような人については、必ずしも俸給をそれほど出さなくていいのじやあつて、またこれまでの経験を考えますのはスウェーデンのゲーテンブルグ、オランダのロッテルダム、ベル

ー、オランダのロッテルダム、ペルーのトルヒヨ、この三箇所に名譽領事館の設置、及びエジプト公使館に勤務する者の中俸の額をつけ加え、これが、本条第一条によりまして、本条におきましては、これら在外公館への昇格に伴いまして、これら在外公館に勤務する外務公務員に支給すべき在勤俸の額を定める必要があります。本条におきましては、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の表に、前に述べました十二箇所を除く旨規定しております。今考えており

ますのはスウェーデンのゲーテンブルグ、オランダのロッテルダム、ペルーのトルヒヨ、この三箇所に名譽領事館の設置、及びエジプト公使館に勤務する者の中俸の額をつけ加え、これが、本条第一条によりまして、本条におきましては、これら在外公館への昇格に伴いまして、これら在外公館に勤務する外務公務員に支給すべき在勤俸の額を定める必要があります。本条におきましては、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の表に、前に述べました十二箇所を除く旨規定しております。今考えており

おつて、帰つて来て急に引下げられる
人事の交流が妨げられるというような
場合もあるわけであります。ことに
最近におきましては、かつては公使で
あつた國、また人口が二百万か三百万
の國でも、相手國との関係上大使の呼
称を持つた人物を出さなければならな
いという場合において、こうした四階
級にわかれているということは都合が
いい場合がある、また大使から公使に
も交流し得るという道を開き得る便宜
があるわけであります。また外國の例
はどうでもかまわないようではあります
が、外國の例を見ましても、英國の
ごときも一級俸から四級俸まで大使に
区別がありますし、また米國の例をとり
ましても四段階の給与を規定しており
ます。断つて申しましたように、外國
の例はどうでもかまわないけれども、
例を言えばこうだといふうに私は補
足的に御説明を申上げた次第であります
す。

これを提出いたしましたして、幸いにして当委員会及び衆議院の方ではこれを可決せられたのであります。が、参議院の方で審議未了に終つたというような経緯がござります。しかし同時に私どもとして考えなければならないのは、今行政の簡素化を行いまして、できるだけ簡素な組織で行こう、そして人數をふやさないようにしようという要請がござりますので、そぞした面ともあわせて考えまして、できるだけ近いうちにこの海外移住局を提案いたしたいと考えております。しかし、今申しましてよりな必要性は十分認めるし、できるだけ機構も十分なものにしたいといふ考え方と、もう一つは行政整理、行政簡素化の点を考えあわせまして、なるべく能率的な、また民政政策を取扱うのに最も適切な組織をつくりたいと目下検討中でありますので、そのうち皆様の御審議をお願いするようになるだろうというように考えております。

大臣以下幹部がそういうような消極的な考え方では、今後日本の外交は思いやられるのであります。必要ならば必要大政策を天下に訴えることが必要あります。が、その一例として、海外移住局につきましてもつと熱意を持つて、強力な移民局を一日も早く設置されることを要望しておきます。

これに関連いたしまして、今各府県にたしか地方長官が長になりまして、日本海外協会というものを外務省でこしらえておるのであります。これは連合会があつて、たしか村田さんが会長をしておると承つておりますが、これに関連して私どもの何つておる範囲について疑問を持つことは、この移民の募集なり訓練、またはその後の現地における農業技術指導という大きな問題がすぐ出て参りますが、これについて外務省と農林省との間に、いろいろな意見の食い違いがあるということを聞いておりますので、これについて外務省なり農林省当局の御所見を承りたい。

○小瀧政府委員 御指摘のように、日本海外協会を設けまして、東京にはその連合会を設けまして、これが主体となりまして、募集また移民の送り出しに関する諸般のとりはからいをすることになつておりますが、過去におきましては農林省の訓練所のようなものがございまして、水戸の方面かでそらしした訓練を行われたこともあるようあります。が、何分現地の事情は国内の事情とも違いますので、この海外協会が一元的にこうしたものを取り扱うということにいたしまして、その監督にあたりましては、関係省とはよく連絡はいたし

ますけれども、外務省が中心になつてその事務を取扱うというふるな話合いで進んでおるわけであります。御承知のまゝに神戸には移民のあつせん所を設けまして、出発前には必要最小限度の訓練はそこでも行い、またいろいろ／＼便宜の供与もいたしておりますが、農林省との間に感情の行き違いと申しますか、なわ張り争いというものはないものと私は確信いたしております。

○平川政府委員 移民の養成を外務省において一元的に総括して行くということについては、農林省としては何も異議を持つておりません。ただ、ただいまちよつとお話を出ましたような、国内における募集あるいは訓練といふことにつきましては、これはやはり具体的な農村と非常に結びつきのある問題でありますから、私どもの考え方からいたしますと、実は農林省いたしましてもこの移民の問題について非常に関心を持つておるわけであります。農村の次三男の問題が非常に大きな問題でありまして、農政問題の解決の一環としても非常に大きな関係を持つております。従いましてこの外務省の行われる移民の実績が上ることをわれわれとしても非常に願つておるわけであります。そのためには農村の方から大量に外に出て行くことの一つの種となるような質のいい、りっぱな者を送らぬ。それにはやはり農村の団体でありますとか、あるいは村とか部落とかいうものが協力一致しませんと、どうかするとあぶれ者が出て行くという心配もある。そういうような意味におき

年来外務省からの御依頼によつて人選等にタツチして参つておるわけであります。外務省が総括的にこの仕事を担当されることについては何も意見の相違はございませんけれども、ただ具体的にそういう国内の移民の事務を取扱うについて、農林省がどの程度にタツチするかということについて、今外務省といろ／＼お話しをいたしております次第でございまして、これについてのいろいろな意見の相違は多少あるわけでございます。

○福田(篤)委員 移民政策の総合的元化という立場から、農林省側として外務省がこれを一元的にやる——けだしこれは御正論だと思いますが、具体的なこまかい技術の面においては、まだ大分詰合ひが食い違つておるようであります。どうか兩当事者間で具体的に、円満にお詰合ひ願つて、外務省としても農林省が持つ、たとえば農村の全國組織のようなものを十分活用せられた方がやりいいのじやないかと思いますが、これらの協力の範囲並びに見通しについて、外務省からもう一度御答弁を願いたい。

同時に、出せばいいというだけの問題でなくして、出了場合の農業指導あるいは技術面における相談といったことにつきまして、どの程度お考えになつておるか。この一月か二月の間に実現化されることがあるといふ仮定のもとに、今のうちから研究されることが必要だと思いますので、重ねてお伺いいたします。

○石黒説明員 お答えいたします。先ほどこいまかい点について外務省と農林省の間に詰合ひがついたというお答え

をいたしましたが、その通りでござります。大体外務省は総括官房といたしまして、農林省の協力を得て、ことに移民の選考等についてはいい移民を送り出したい、これほどこにも異論のないところであります。また選考の実務においては、われ／＼はかね／＼民間人をもつて組織する機構が適当であると考えておりますが、従来それを担当する機関がございませんでしたので、多分に農林省の方の御援助といいますか、農林省にお願いしてやつておられたわけござります。今回、先ほどお話のあります海外協会連合会というものができますとして、村田会長以下りつぱな方々が役員になつておられます。これからはこの連合会に移民の選定、渡航費の貸付等一切をお願いしてやることになつております。この点につきましても、農林省とわれ／＼の間には何ら意見の相違はないであります。従いまして、そんな大きな問題じやございませんが、連合会に対する政府の勧告等の点につきまして現在話しをしているわけでござります。何を申しましても現出でおる移民は、ほとんど全部が農業関係の移民でありますので、平川局長から話がありましたように、農村の方の協力を得ながら移民を選定して参りたい、かように考えております。

現地の農業指導の問題につきましては、ブラジルを例にとつて申し上げた

いと思います。実は戦争以前におきましたが、地の総領事館の中に、拓務省の人たちがおりまして、その方の専門家がたい

ていてやつおりました。ところが戦後

におきましてはブラジルの国の政府の方針が相当かわつて参りまして、戦争

するとかいう点であるいは農協の協力

についておきましたのが、これまで

いろいろな機関も備え、技術者も備えておりましたのが、現在では相当い

る問題にしましても、農業面においても教育

して農業面におきましては戦争前に日本側の手でやつておきましたよろな技

術指導、あるいは産業組合の奨励――

どういうものをつくるということの啓蒙等につきましては、それ／＼ブラジ

ル側の農務省農務局の中に産業組合奨励課というものがありますとして、あるい

は各研究所も大分完備して参り、現在におきましては、ブラジル側の指導を

もつて十分である、われ／＼はかよう

に存ります。ただ言葉の関係があります

して、その言葉の点は日本人の方で世話をしなければならぬのではないかと考

えております。

○福田(篤)委員 今の石黒參事官の御説明を承りますと、前の外務省の御答弁と少し食い違いがあります。と申し

けでござります。この点につきましても、農

林省とわれ／＼の間には何ら意見の相

違はないであります。従いまして、

そんな大きな問題じやございませんが、連合会に対する政府の勧告等の点につきまして現在話しをしているわ

けでござります。この点につきましても現出でおる移民は、ほとんど全部が農

業関係の移民でありますので、平川局

長から話がありましたように、農村の方の協力を得ながら移民を選定して参

りたい、かように考えております。

現地の農業指導の問題につきましては、ブラジルを例にとつて申し上げた

いと思います。実は戦争以前におきましたが、地の総領事館の中に、拓務省の人たち

がおりまして、その方の専門家がたい

ていてやつおりました。ところが戦後

におきましてはブラジルの国の政府の方針が相当かわつて参りまして、戦争

するとかいう点であるいは農協の協力

についておきましたのが、これまで

いろいろな機関も備え、技術者も備えておりましたのが、現在では相当い

る問題にしましても、農業面においても教育

して農業面におきましては戦争前に日本側の手でやつておきましたよろな技

術指導、あるいは産業組合の奨励――

どういうものをつくるということの啓

蒙等につきましては、それ／＼ブラジ

ル側の農務省農務局の中に産業組合奨

励課というものがありますとして、あるい

は各研究所も大分完備して参り、現在におきましては、ブラジル側の指導を

もつて十分である、われ／＼はかよう

に存ります。ただ言葉の関係があります

して、その言葉の点は日本人の方で世

話をしなければならぬではないかと考

えております。

○福田(篤)委員 今の石黒參事官の御説明を承りますと、前の外務省の御答

弁と少し食い違いがあります。と申し

けでござります。この点につきましても現出でおる移民は、ほとんど全部が農

業関係の移民でありますので、平川局

長から話がありましたように、農村の方の協力を得ながら移民を選定して参

りたい、かのように考えております。

現地の農業指導の問題につきましては、ブラジルを例にとつて申し上げた

いと思います。実は戦争以前におきましたが、地の総領事館の中に、拓務省の人たち

がおりまして、その方の専門家がたい

ていてやつおりました。ところが戦後

におきましてはブラジルの国の政府の方針が相当かわつて参りまして、戦争

するとかいう点であるいは農協の協力

についておきましたのが、これまで

いろいろな機関も備え、技術者も備えておりましたのが、現在では相当い

る問題にしましても、農業面においても教育

して農業面におきましては戦争前に日本側の手でやつておきましたよろな技

術指導、あるいは産業組合の奨励――

どういうものをつくるということの啓

蒙等につきましては、それ／＼ブラジ

ル側の農務省農務局の中に産業組合奨

励課というものがありますとして、あるい

は各研究所も大分完備して参り、現在におきましては、ブラジル側の指導を

もつて十分である、われ／＼はかよう

に存ります。ただ言葉の関係があります

して、その言葉の点は日本人の方で世

話をしなければならぬではないかと考

えております。

○小瀬政府委員 私の申しましたこと

は、どう解釈してよいか伺いたい。

専門の各組織その他を持つておる農林省とも相談してやつて行きたいといふ

であります。前政務次官の御答弁では総括的な、いわゆる一元的な行政は

です。外務省がもちろん責任を負うが、しか

しそういう具体的な問題についてお話を

されていますが、この点の食い違い

は、どう解釈してよいか伺いたい。

朝鮮ブームで外貨が潤沢なときはよか

ったのであります。これからますます

は、經濟外交のためには、どうしても

借りなければならぬとか、いろ／＼

農業面におきましては戦争前に日本側の手でやつておきましたよろな技

術指導、あるいは産業組合の奨励――

どういうものをつくるということの啓

蒙等につきましては、それ／＼ブラジ

ル側の農務省農務局の中に産業組合奨

励課というものがありますとして、あるい

は各研究所も大分完備して参り、現在におきましては、ブラジル側の指導を

もつて十分である、われ／＼はかよう

に存ります。ただ言葉の関係があります

して、その言葉の点は日本人の方で世

話をしなければならぬではないかと考

えております。

○小瀬政府委員 私の申しましたこと

は、どう解釈してよいか伺いたい。

専門の各組織その他を持つておる農林省とも相談してやつて行きたいといふ

であります。前政務次官の御答弁では総括的な、いわゆる一元的な行政は

です。外務省がもちろん責任を負うが、しか

しそういう具体的な問題についてお話を

されていますが、この点の食い違い

は、どう解釈してよいか伺いたい。

専門の各組織その他を持つておる農林省とも相談してやつて行きたいといふ

ござりますので、最小限重点的に、特に経済外交を推進して行く上に必要な國へまずこういう公館をつくつて、最外公館を充実されるということは、はなはだけつこうなことであります。かせようという趣旨で、今度の提案をいたした次第でござります。

○大橋(忠)委員 経済外交のために在外公館を置かれるということは、はなはだけつこうなことであります。乏しい外貨で在外公館の網を全面的に張りまわすということは、非常にむづかしいであります。私は、今度の在北米の今外公館を置かれる場所は非常にけつこうだと思うのであります。が、北米の今公使館とか総領事館とか領事館の規模をもつと縮小するとか、あるいは大使館にしても、メキシコとかあるいはベルギー、オランダとか、こういうよなあまり日本に実質的関係のないところの大使館は、もつと実質的に縮小して、そうして、こういうような経済に非常に関係の深いところに、重点的に在外公館を充実する必要があるということと、もう一つは、通商經濟に必要な公館は、要するに通商のことを主としてやるのですから、通商のことをする以上は、人事の任命及びその監督指導について、通産省と密接なる連絡をとられて、通産省が独立して人事の交流が行われております。また商務官などを出す必要がないように、人事の取扱い方を研究される必要がある。そうせぬで、また通産省が、おれの方から商務官を出すといふようになると、人事の点もまことにごもつともあります。が、すでにわれくの方では通産省の協力を得まして、ロンドンでも、通商關係の參事官は通産省の出身の人と、人事の者を使うといふ点におきまし、各地に相当広汎に通産省との間に人事の交流が行われております。

人間の実情ともにあわせて任命されたい、こう思うのであります。が、そういうような点についてどういうお考えであるかを伺いたいと思います。

○小瀧政府委員 なるべく重点的にやつて、必要なそれほどないところは削減するようにといふ御説ごもつともあります。しかし、現実にこれらの総領事とか公使館の人数、陣容というようなものを考えてみますと、総領事館は平均六人、公使館でありますと三

人、あるいは領事館で二人というようなくらいになつております。メキシコのことをきくなるほど大使は行つておりますけれども、人数は決してそう厖大なものではない、数名にすぎないというふうな状態でござりますので、今後そてもよく考えて行きたいと思ひます。

○大橋(忠)委員 ニューヨークにある商品陳列所みたいなものは通産省から出しております。ああいうようなものでも、これからは余裕がないから、内規については協議するけれども、やはり外務省なら外務省一本に統一するといふようにやりませんと、非常に経費がかさむと思う。その点をお伺いしたいと思います。

それから移民の問題について、農林省と外務省と意見が合わぬ、もうこんなことは解決したかと思つておつたところが、まだ争つておる。そういう争いがあつたならば、なぜ両省の意見を頗るわずほどのことはないだらうと考えております。

○大橋(忠)委員 これは今上塙委員長に確定しておりますので、特に總理をしております。が、總理の決裁で一川のマナウスには、私が移民課長をしておられたのであります。が、実はアマゾンは賛成であります。が、実はアマゾンにびしやつときめてしまわぬですか。いつまで争つておるのか私にはわけがわからぬ。この点を伺いたい。

○小瀧政府委員 外務省では今後とも、この名譽領事はできるだけふやすようになる。先ほど申し上げましたのも、固定的なものとしようとするのではなくて、末端の事務をどういふように取扱うかといふことについて、せつから協議をしておるわけでありまして、移民事務を一元的に外務省で統轄するということはすでによくして行きたいというように心がけらるつもりでございます。

○大橋(忠)委員 移民の問題は、先ほども申しましたように、根本について農林省と非常な争いがあるわけではなくて、末端の事務をどういふように取扱うかといふことについて、せつから協議をしておるわけでありまして、移民事務を一元的に外務省で統轄するということはすでによくして行きたいというように心がけらるつもりでございます。

○小瀧政府委員 これは今上塙委員長から頼まれたのであります。が、私もこれは賛成であります。が、実はアマゾンにびしやつときめてしまわぬですか。いつまで争つておるのか私には置きまして、この名譽領事のおかけでアマゾン移民、ことに上塙君の関係へおられる上流のアマゾン移民といふに領事館を置くのみならず、少くともマナウスにぜひ名譽領事を置いてもらいたい。というのは、アマゾン州とパラ州とは、同じアマゾン川の流域でも互いに競争的に争つておる、しかるにベレムばかりに領事館を置いて、マナウスに何も置かないということになると、非常に感情上まずいのであります。が、それでも名譽領事を置くように希望いたします。

○小瀧政府委員 決して争つておるわけではありませんで、ニユーヨークの方へも海外市場調査会がああいうものが出しますが、それ三百万円を出しておられます。それを三百万円

でアマゾン移民、ことに上塙君の関係へおられる上流のアマゾン移民といふに領事館を置くのみならず、少くともマナウスにぜひ名譽領事を置いてもらいたい。というのは、アマゾン州とパラ州とは、同じアマゾン川の流域でも互いに競争的に争つておる、しかるにベレムばかりに領事館を置いて、マナウスに何も置かないということになると、非常に感情上まずいのであります。が、それでも名譽領事を置くように希望いたします。

○大橋(忠)委員 ニューヨークにある商品陳列所みたいなものは通産省から出しております。ああいうようなものでも、これからは余裕がないから、内規については協議するけれども、やはり外務省なら外務省一本に統一するといふようにやりませんと、非常に経費がかさむと思う。その点をお伺いしたいと思います。

それから移民の問題について、農林省と外務省と意見が合わぬ、もうこんなことは解決したかと思つておつたところが、まだ争つておる。そういう争いがあつたならば、なぜ両省の意見を頗るわずほどのことはないだらうと考えております。

○大橋(忠)委員 これは今上塙委員長に確定しておりますので、特に總理をしております。が、總理の決裁で一川のマナウスには、私が移民課長をしておられたのであります。が、実はアマゾンは賛成であります。が、実はアマゾンにびしやつときめてしまわぬですか。いつまで争つておるのか私にはわけがわからぬ。この点を伺いたい。

○小瀧政府委員 これは今上塙委員長から頼まれたのであります。が、私もこれは賛成であります。が、実はアマゾンにびしやつときめてしまわぬですか。いつまで争つておるのか私には置きまして、この名譽領事のおかけでアマゾン移民、ことに上塙君の関係へおられる上流のアマゾン移民といふに領事館を置くのみならず、少くともマナウスにぜひ名譽領事を置いてもらいたい。というのは、アマゾン州とパラ州とは、同じアマゾン川の流域でも互いに競争的に争つておる、しかるにベレムばかりに領事館を置いて、マナウスに何も置かないということになると、非常に感情上まずいのであります。が、それでも名譽領事を置くように希望いたします。

○大橋(忠)委員 決して争つておるわけではありませんで、ニユーヨークの方へも海外市場調査会がああいうものが出しますが、それ三百万円を出しておられます。それを三百万円

目にかかるて参りましたが、はなはだ手薄のようになります。今日日本の食糧増産その他の要請から考えまして、はなはだデンマークへの連絡が稀薄であるというよりも、全然ないと言つた方がいいように私どもは痛感して参りました。帰りなり、行きなりにわれわれがバリとかロンドン等を歩いてみますと、そこの大使館等には相当数の外交官、戦前になりましたとあまりかわらないような人員が配置されておりまして、非常に盛んにやつておられた。仕事を相当おありのようで、決して遊んでおるとは申しませんが、しかしながらだけの人を一箇所に集めることよりも、特に戦後における日本の食糧増産などというような一種の至上命令のようなこういう情勢下において、デンマークを全然のけのものにしておこうといふような配置の仕方、きょうのこれを拝見しましても、一向そういう考慮が払われておらないように思いますが、そういう外交のあり方が、はたして今日の日本の国際的な位置を十分に考慮に入れた配置であるかどうかといふことが、根本的な問題になつて来ておるトうであります。そういうことを考へざるを得ないのでありますと、デンマーク等についてもさらに進んで実際の外交をやる。特にイタリアなんかでやります農業アタッシュエというようなものがあるようですが、そういうものをもつと充実したような形で置く意思があるかどうか、こういうことをこの機会に伺つておきたいと思ひます。

ナヴィア三国に対しても、一人の公使が兼任しているということを申し立てたのであります。農業技術の面はなるほど重要なことは、結局外交、特に経済外交というものは、結局外交、特に経済外交といふものに重点を置いてやらなければなりません。技術を習得いたしましたのは、先ほど申しましたような農林省から選ばれて技術を習得に行くような人がやるものであります。その際農林省の公務員が出て行くという場合には、もちろん大使館付、あるいは公使館付と現になつております。本年度も農林省から三人ばかり増員されまして、そうした農業関係の事務を海外に出て取扱われることになつておりますが、しかし今例にとられました、デンマークで農業技術を学ばなければならぬいから、その理由でもつて公使館を独立して設けなければならぬという御議論には、私どもただちに贊意を表しかねるのではあります。なおまた一部では非常にたくさんの人員がおるようにおつしやいますけれども、パリの「ときほろい」は、私どもただちに贊意を表しかねるのではありません。なほまた一部では非常に忙しい。重点的にやりますのにたくさんの人員がおるようにおつしやは、各地でばらくにたくさんの中場所へ出しておいても能率が上らない、結局国際会議が年中開かれておりまして非常に忙しい。重点的にやりますのに思つて、特定の大使館には相当数の人を出しておるのであります。全体の外務省の人数から申しますならば、ドイツとか、イタリアなどに比べますと、日本の在外公館における外務公務員の数は、非常に比べものにならないほど少

いのであります。戦前武器で戦つて來た日本と違つて、外交の力でもつて日本としては今後の国運を開拓して行かなければならぬのでありますから、できるだけ少い人数で能率を上げて、そうして重点的な施策をして行きたいという考え方でやつておるわけあります。農業に關しましては、農林省からの要求によりまして、今後も農業関係のアタッシュエと申しますか、在外公館の人があふえるような傾向にあるということは、現在の傾向であり、外務省としてもこれに対しては、できるだけの協力をいたす考へております。

えてならないのです。今日の日本はなるほど農業技術の面だけから考えますと、直接外務省に関係はないかも知れませんけれども、しかし食糧を二千万石から海外に高い金を払つて輸入しております現段階において、そういうものを補うために、外国に特に経済外交というようなものを行いまして、人を配置し、技術も学ばし、あるいはそういう方面的貿易をやる——貿易といえばデンマークなどはちょっと不便で大したことはないでしようが、そういうふうな日本経済再建のためにどちらかというと、従来の儀式的な外交はあとまわしにしても、もつと新しい意味における重点的な配置をやる必要があるのではないかと考えておりますが、もう一度私のそういう考え方、あるいは疑問に対するあなたの考え方を承りたい。

それから農業につきましては重要性を十分認識するものであります。その意味で農林省と協力しているということ、先ほど申し上げた通りでございます。

○吉川(奪)委員 どうも水かけ論のようでありますから、これ以上質問の形は打りますが、東南アジアの問題等は私の言つていることの例証にはならないのであります。戦前の東南アジアと今日の東南アジアとでは、おのずから比重が違うのであって、戦前に比べて東南アジアに人が出ておるからといつて、それがさも私が質問しておりますことにしておるかのような御答弁では、どうもますゞ水かけ論的なな持がいたしますから、もう答弁はいりませんが、どうか在来のあり来りな考え方を一新して、思い切つた経済外交を行ふ。こういう考え方で進めてもらいたいということを希望いたしまして、私の質問を終ります。

○大槻(忠)委員 関連して、ちょっと気がついたのですが、これで見ると、イランとアフガニスタンと兼任としてあるのですが、これはパキスタンとアフガニスタンの方がいいのではないか。私は向うへ行つたことがあるから、知つていますが、交通の点からいつつもその方がいいと思いますから……。

○北委員 直接在外公館に関係がないことであります。私は日本伊協会、日独協会のメンバーであります。御承知のごとく戦後日仏協会、協会と日伊協会は多少外務省から補助金があるようですが、日独協会は会長の武者小路公共さんが病氣であります。元ドイツ大館付武官の小島

州が一方的に提訴しただけで裁判が行われますためには、まず日本がこの規程の当事国になり、かつ日本が第三十六条に基きまして同様の宣言をいたすことが必要でございます。

○戸叶委員 次に三十四条にもどりまますが、三十四条の1に「國のみが、裁判所に係属する事件の当事者となることができる」と書いてござります。そういうありますけれども、国際司法事件のようなときでも、國が代理で提訴できるかどうかを承りたいのです。たとえば国籍の問題とか、あるいは他の國の財産の問題とか、そういうふたよな問題で、國だけしか提訴できないと書いてございますけれども、そういうふた件でも、國が代理として提訴できるかどうか。

○下田政府委員 個人または私立の会社が裁判の当事者となることはできません。しかしながら國家といふものは、すべて基本的権利といつしまして、その國民が外國にたどりおりまして、それを保護する在外市民保護権というものがございます。そこで私人なり日本の会社なりが、外國でもつて不当な取扱いを受けたという場合のごときは、まずその当該日本人なり日本

の会社が、その当該國の国内法令に基づきまして、当該國の裁判所に訴えると適當な司法的保護を行わないという条件が発生いたしました場合には、あらためて日本国は國家といつしまして、國家の在外市民保護権といふ基本的権利の問題といったとして、國対國の問題と

して裁判に訴えることができるわけでございます。

○戸叶委員 これは少しそれと違うかありますけれども、念のために承つておきたいのですが、日本にあるビルマの領事館の問題で、たしかごたくが起きていると思うのです。私がそれを伺います理由は、先ごろビルマから

の代表者が何か非常に感情を害して、國へ帰られたということを聞いたのですから、ここで承るわけなんですが、ビルマの領事館の中に元のビルマの総領事が何かの財産があつて、それを今の総領事が國のものにしようとしているが、なかなかうまく行かないといふようなことを伺つたのですが、そことしてどういう方向に解決の方向を持つて行こうとなさるか、その点を承りたい。

○小瀧政府委員 戸叶さんが外務省の方へ御紹介になりましたが、ビルマの総領事並びに検事副長、次長などにもお会いいたしました。また事務次官も会いましたし、係の局長も会つております。この事件を簡単に申し上げます。この事件を簡単に申し上げますならば、これはかつて日本がビルマへ兵を出しておりましたところ、日本へ参つておりましたティモンという大使が、あの土地家屋を買われたそうでありました。ところがティモン大使はそのおむろー・オブ・アトーニーになくなられました。このサンインローへ参つて——そのティモンさんの奥さんが参りました、そのティモンの持つておった財産をリンビンの名義に書きかえられたわけであります。それは正當に登記

も済んでおりまして、今はリンビンの財産になつておるのであります。ところがビルマの政府といつしましては、かつて日本へ出ておつたティモンの財産であるから、当然ビルマ國の財産になるのだといふので、現実は総領事があるのだとありますけれども、法廷国と日本へ入つておるのであります。しかし日本の法律からいえば、所有権はリシビンにあるという状態であります。が、ビルマの総領事は非常に神経質にならまして、できるだけすみやかにビルマの国内法に基いて問題を解決して、所有権をとろうとしておられます。が、まだその手続は進んでおらない。しかしリシビンが入り込むかもわからないから、早くリシビンを追放するようにといふことを要求しておるのあります。しかしリシビン氏の滞在期間は本年四月までありますので、その前に日本の法律から申しますと、特に悪いことをしたとか、法律の条項に照しまして正当な理由がない限り、これを追い帰すことはできないといふような事情があるのです。この点は検事副長はよく理解されたと私感じております。しかしリシビン氏が帰られる場合には、それはどういうふうになりますか。

○小瀧政府委員 その点はビルマ側の中出によりますと、そうなれば、ビルマの国内法によつてないしはビルマでの示談によつて、何とか解決するといふお話をございます。

○戸叶委員 そういう問題は日本とビルマの間で間もなく解決すると了承いたします。

○戸叶委員 私次にもう少し伺いたいのは、四十一条の一項に「裁判所に対する事件の提起申入れが来ております。外務省といつしましては、できるだけ日本の法律の範囲内において最大の保護を与えるようにいたしておりますが、法律的に申しますと、まだその所有権もビルマの裁判所書記にあてて行う」とございまる次第でございます。

○戸叶委員 次に、六十条によりますと、「判決は、終結とし、上訴を許さない」とありますけれども、六十一条には「再審の請求は」何々といふに、条件付で再審できるようになつております。この二つの関係はどうなつていいのか、何か具体的な例をあげて説明していただきたい。

○下田政府委員 第六十条の方は、裁判所の判決は第一審であり同時に終審

と存じます。日本政府のやり方が手ぬましまして、その上でやりますので、つまり片方が一方的の書面の請求をして、応じないということは、実際問題としてはあり得ないわけであります。

○戸叶委員 私はそういう実情をよく知らなかつたのですが、何かたいへん氣を悪くして帰られたようでございましたので、一体どうなつているのかしらと思つて、伺つたわけです。そこでただいまの御説明によりますと、日本省としてどういう方向に解決の方向を持つて行こうとなさるか、その点を承りたい。

○小瀧政府委員 戸叶さんが外務省の方へ御紹介になりましたが、ビルマの総領事並びに検事副長、次長などにもお会いいたしました。また事務次官も会いましたし、係の局長も会つております。この事件を簡単に申し上げます。この事件を簡単に申し上げますならば、これはかつて日本がビルマへ兵を出しておりましたところ、日本へ参つておりましたティモンという大使が、あの土地家屋を買われたそうでありました。ところがティモン大使はそのおむろー・オブ・アトーニーになくなられました。このサンインローへ参つて——そのティモンさんの奥さんが参りました、そのティモンの持つておった財産をリンビンの名義に書きかえられたわけであります。それは正當に登記

も済んでおりまして、今はリンビンの財産になつておるのであります。ところがビルマの政府といつしましては、かつて日本へ出ておつたティモンの財産であるから、当然ビルマ國の財産になるのだといふので、現実は総領事があるのだとありますけれども、法廷国と日本へ入つておるのであります。しかし日本の法律からいえば、所有権はリシビンにあるという状態であります。が、現在の状態であります。

○戸叶委員 私はそういう実情をよく知らなかつたのですが、何かたいへん氣を悪くして帰られたようでございましたので、一体どうなつているのかしらと思つて、伺つたわけです。そこでただいまの御説明によりますと、日本省としてどういう方向に解決の方向を持つて行こうとなさるか、その点を承りたい。

○小瀧政府委員 私はそういう実情をよく知らなかつたのですが、何かたいへん氣を悪くして帰られたようでございましたので、一体どうなつているのかしらと思つて、伺つたわけです。そこでただいまの御説明によりますと、日本省としてどういう方向に解決の方向を持つて行こうとなさるか、その点を承りたい。

○戸叶委員 その点はビルマ側の中出によりますと、そうなれば、ビルマの国内法によつてないしはビルマでの示談によつて、何とか解決するといふお話をございます。

○戸叶委員 そういう問題は日本とビルマの間で間もなく解決すると了承いたします。

○戸叶委員 私次にもう少し伺いたいのは、四十一条の一項に「裁判所に対する事件の提起申入れが来ております。外務省といつしましては、できるだけ日本の法律の範囲内において最大の保護を与えるようにいたしておりますが、法律的に申しますと、まだその所有権もビルマの裁判所書記にあてて行う」とございまる次第でございます。

○戸叶委員 次に、六十条によりますと、「判決は、終結とし、上訴を許さない」とありますけれども、六十一条には「再審の請求は」何々といふに、条件付で再審できるようになつております。この二つの関係はどうなつていいのか、何か具体的な例をあげて説明していただきたい。

○下田政府委員 第六十条の方は、裁判所の判決は第一審であり同時に終審

である、それ以上の上級裁判所というものはないということをきめた原則でござりますが、第六十一条はこれは上訴審ではないわけで、同じ裁判所に対し唯一の再審請求のできる場合を規定したものであります。それはつまり判決に決定的な影響を及ぼすような事実が、判決当时に裁判所に知られていないかたとあります。つまりそういう判決が下されるについては、こういうことが大前提となつて判決が下されたのであるという根柢的なファクツに——こういうことはめつたにないと思いますが、誤謬があつたとかいう場合にだけ、同じ裁判所に再審の請求をなし得ることを規定したわけあります。

○戸叶委員 そうすると、そういうケースは全然別の場合にしか考えられないわけですか。

○下田政府委員 実際に六十一条の適用を生じた例はいまだかつてないのでありますて、考えられないことではありますが、決定的要素となる事実といふのは、人違ひであるとか、アラフラ海と規定したのは日露間で問題となつておる海のごく一部であつたとかいうような、どんでもない感違ひをいたしたような場合が、理論的には考えられるわけであります。しかし實際そういう例が生じたことはいまだかつてございません。

○戸叶委員 六十一条に、「裁判所は、国際連合憲章によつて又は同憲章に従つて要請することを許可される団体の要請があつたときは、いかなる法律問題についても勧告的意見を与えることができる。」とあります。これがたとえば李ライインの問題なんかが非常にやかましくなつておりますけれども、李

ライインの問題などについて、勧告的な意見を日本から聞くことができるのではありませんよ。ございましょうか

○下田政府委員 この勧告的意見を求めるのは、ここに書いてございますように団体でございます。国際連合憲章または憲章に従つて要請することが許可される団体、これは国連総会とか理事会、あるいは国連憲章のもとにできておりますいろいろ／＼な専門機関があります。ILOとかFAOとか、そういう団体だけが今のところ要請をなすことができるのであります。従つて国

は単独では勧告的意見を求めることができません。そこで御指摘の李ライインの問題につきまして考えられる唯一の場合は、かりにこれが国際平和に脅威を及ぼすような紛争であると認めて、日本またはどこかの国が安保理事会に重大な法律問題が含まれておる、ついで提訴するということになりました場合には、安保理事会なり総会なりが、この紛争については前提として国際法上の重大な法律問題が含まれておる、ついで提訴するといふことになります。しかし國際法上の問題点だけについての意見を裁判所に聞くといふようなことは、裁判所に脅威を及ぼすような重大性を持つたものであるかどうかといふ判断につきまして、にわかにそういう断定を今までいたすべき段階でないと思ひますし、従いましてお話しの手段でありますと理論的には考えております。もう一つの例は、国連の安保理事会等の問題にいたしますのは、まずこの紛争が平和に脅威を及ぼすような重大性を持つたものであるかどうかと

いうことをお考えになりますか、なりませんでしょ。か。

○下田政府委員 ただいままでのところ、そういうことは考えておりません。

○戸叶委員 日本の政府としてはどうぞ

の規程の当事国でない国と国際司法裁判所の当事国となつておる国との間の場合は、裁判所が受諾すれば、当該国は規程の当事国に対して裁判所に訴えることができる、そういうことになつております。

○下田政府委員 その条件を受諾しない国ともうすでに受諾している国との間の紛争の場合は、どういふくなるのですか。

○戸叶委員 その条件を受諾しない国ともうすでに受諾している国との間の紛争については裁判所に聞くといふようなことは、裁判にかけようがなくなるわけであります。

○上塙委員長 国際司法裁判所に関する件について、ほかに御質疑はございませんか——御質疑がなければ、本件につきましては次回に討論採決を行ひたいと思いますから、さよう御了承おきを願います。

○上塙委員長 次に、昭和二十九年度

の規程の当事国でない国と国際司法

裁判所の当事国となつておる国との間

の規程の当事国でない国と国際司法

円は、アジア諸国との経済協力をはかるために企画立案し、及びその実施につき総合調整するに必要な経費と財團法人国際学友会補助金三千五百万円及び経済協力民間団体補助金三千万円であります。前年度に比し千八百二十八万七千円の増加は、経済協力民間団体補助金の新規増加によるものであります。

は、非常勤職員手当及び庁費の増加によるものであります。

第十六、情報啓発事業実施に必要な経費二千三百七万三千円は、国際情勢

勤職員手当の増加によるものであります

円の増加は、外国旅費、国連食糧農業機
関分担金、同運輸資本基金分担金、国

き総合調整するに必要な経費と財團法人国際学友会補助金三千五百万円及び経済協力民間団体補助金三千万円であります。前年度に比し千八百二十八万七千円の増加は、経済協力民間団体補助金の見直しによるものであります。

に必要な経費一千四百十二万八千円は、
国際条約の締結、条約集纂等の編集、
約典型の作成、条約及び国際法並びに
内外法規の調査研究のため必要な事
務等であります。

に閑する資料の入手、海外に対する本邦事情の啓発及び国内啓発等のため必要な経費であります。

第一十七、国際文化事業実施に必要な経費千六百二十六万円は、文化交流を通じて国際間の相互理解を深めるため

第二十一、旧外地官庁引揚職員等の給与支給に必要な経費七千四百万円は、二十九年度中の旧外地官庁引揚げ見込み職員百名と未引揚げ職員六百三名の留守家族に支払う俸給その他の諸給

關小麥等專會分擔金及之未付之部分
担金等の増加と新規に肉稅貿易一般協定
定分担金を増加したためであります。
第二十五、在外公館一般行政に必要な經費三十五億五千五百五十五万五千円は、既設公館六十二館一代表部四百

第八、歐米諸国等に関する外交政策の樹立に必要な経費千九百五十五万円は、北米、中南米、西欧及び英連邦諸国に關する外交政策の企画立案及びその実施に必要な経費と、今秋京都において開催される太平洋問題調査会の太平洋会議補助金二百七十万七千円及び在パリ日本会館補助金百二十三万一千円であります。前年度に比し三百六十六万四千円の増加は、在パリ日本会館補助金の増加と太平洋会議補助金の新規増加によるものであります。

第十三、戸籍法及び国籍法関係事
は、在外邦人の身分関係事務及び
国籍者の日本国籍離脱に関する戸
上の事務に必要な事務質であります
第十四、国際連合への協力に必
な経費八千四百四十九万円は、国際
各機関の調査研究に必要な事務質
と、後進国経済開発技術援助拡大計
画出金二千八百八十八万四千円、国
連合国際兒童緊急醸出資三千六百八
円、朝鮮救済再建計画出金一千四百
十三万二千円及びバレスタイン難
民救済計画出金三百六十六万八千円で
ます。前年度に比し一千八百二十一万
千円の増加は、前記朝鮮救済再建計
画出金及びバレスタイン難民救済計
画出金の新規増加によるものであり
す。

必要な啓発宣伝資料の作成、購入の経費及び国際連合協力の意を盛り上げるため国家的事業の一環として、財団法人日本国際連合協会補助金六百五十四万一千円と日本文化の海外紹介の事業を主とする財团法人国際文化振興会補助金三百六十六万円であります。前年度に比し二百万六千円の増加は、文化紹介資料の購入、作成の増加によるものであります。

第十八、海外渡航関係事務処理に必要な経費九百三十四万一千円は、旅券の発給等海外渡航事務の経費とその事務の一部を都道府県に委託するための委託費四百二十七万八千円であります。前年度に比し百九十七万八千円の増加は、旅券作成費の計上によるものであります。

円の増加は、法令により恩給年限に達した未帰還職員を退職とみなしたものであります。前年度に比し千四百万円の増加は、これら職員に対する退職手当の新規増加によるものであります。

第二十二、移民振興に必要な経費三億七千九十六万九千円は、南米開拓移民等三千五百人を送出するための渡航費貸付金三億三千二百五十三万二千円及び移民事務を民間団体に委託するための経費三千万円等であります。前年度に比し一億九百六十四万五千円の増加は、送出移民の増加に伴う渡航費貸付金及び移民事務委託費の増加によるものであります。

第二十三、神戸移住あつせん所事務処理に必要な経費千八十九万一千円は、移民の本邦出発前ににおける健康診断、教養、渡航あつせん等の事務を行つたる必要経費であります。前年度

十八名と二十九年度新設予定の在イラク、シリヤ、レバノン、コロンビア、ドミニカの五公使館、ハンブルグ、シドニーの二総領事館、トロント、メダン、レオボルドヴァイルの三領事館及びエジプト公使館を大使館に昇格するために必要な職員二十八名及び既設公館の職員の増加三十五名、計四百八十一名の給与、赴任、帰朝、出張旅費、事務費、交際費等であります。昨年度に比し四億四千九百九十二万八千円の増加となるますが、そのおもななるものは新設公館の経費、職員給与の改訂、及び事務費等の増加であります。

第二十六、対外宣伝及び国際文化事業実施に必要な経費二千九百二十万七千円は、わが国とアメリカ合衆国及び東南アジア諸国との親善に寄与するため、わが国の政治、経済、文化等の実

第九、サンバウロ市四百年祭参加に
必要な経費千七百三十八万七千円は、
日伯友好関係の増進に資するためブラ
ジル国サンパウロ市四百年祭祝典に參
加し、各国情展においてわが国情を宣
紹介するための経費と、同國に派遣す
る表慶使節団の外国旅費等であります
す。

済計画輸出金三百六十万八千円であります。前年度に比し一千八百二十一万円の増加は、前記朝鮮救済再建計画出金及びバレスタイン難民救済計画出金の新規増加によるものであります。

務の一部を都道府県に委託するため委託費四百二十七万八千円あります。前年度に比し百九十七万八千円の増加は、旅券作成費の計上によるものであります。

第十九、未引揚邦人調査等に必要な経費一千五百八十五万八千円は、未帰還邦人の氏名、生死等を明らかにし、

付金及び移民専用借款の増加によるものであります。

第二十三、神戸移住あつせん所事務処理に必要な経費千八十九万一千四百円は、移民の本邦出発前における健康診断、教養、渡航あつせん等の事務を行なうため必要な経費であります。前年度に比し四百三十九万八千円の増加は、

第二十六、对外宣伝及び国際文化事業実施に必要な経費二千九百二十万七千円は、わが国とアメリカ合衆国及び東南アジア諸国との親善に寄与するため、わが国の政治、経済、文化等の実情を組織的にアメリカ合衆国及び東南アジア諸国各地に紹介するための資料

第十、国際経済情勢の調査並びに資料の収集等に必要な経費七百五十七万五千円は、世界経済の正確な把握を期するため、内外の資料文献を広く収集する。

事務処理に必要な経費六百六十九万
は、日米安全保障条約第二条に基
政協定の実施機関である合同委員会
日本側事務局の事務及び公報費

引揚げ促進のための外交交渉及び商談、
家族援護策の実施に必要な資料を整備する
ための事務費、及びこの事務の一部を都道府県に委託するための委託費等
九百万二千円であります。

常勤労務者給与及び移民用賃金等に関する
費の増加によるものであります。

整理するための経費であります
第十一、通商貿易振興に必要な経費
二百六十四万一千円は、通商利益の保護増進をはかるため、通商貿易に関する調査等のための経費であります。前年度に比し、二百九万七千円の増加で

事務処理に必要な経費六百六十九万円は、日米安全保障条約第二条に基づく政協定の実施機関である合同委員会日本側事務局の事務及び国際連合軍事協定実施に關する事務に必要な額であります。前年度に比し二千九百万四千円の増加は、行政協定事務執行のための公共団体委託費の新規増加によるものであります。

引揚げ促進のための外交交渉及び苗字
家族援護策の実施に必要な資料を整備す
るための事務費、及びこの事務の
一部を都道府県に委託するための委託費
九百万二千円であります。

第二十、旧外地関係事務処理に必要
な経費七百二十四万四千円は、朝鮮、
台湾、樺太、関東州等旧外地官廳職員
の給与、恩給の支払いその他残務費
理に必要な経費であります。前年度に

常勤労務者賃与及び移民用寝具等購入費の増加によるものであります。

第二十四、国際会議参加及び国際分担金支払い等に必要な経費二億五千八百六十九万八千円は、海外で開催される各種国際会議にわが国の代表を派遣し、また、本邦で開催される国際会議に必要な経費とわが国が加盟している国際機関の分担金であります。

前年度に比し四千四百十二万七千

国際文化交流のため、日仏文化協定実施混合委員会の運営等に必要な経費であります。

ますけれども、それに対しても当局は一顧だに与えていないといふことも私は言い得るのではないかと思うのでござります。ぜひこれは早急に現地の日本側を代表する機関を確立してもらわなければならぬのでございますが、そういう処置を早い機会にとられる御意思がおありかどうか、これはできるだけ外務省側に伺つておきたい。関係官庁とお打合せの上おつくりになる計画があるかどうか、これは外務省告示の中にあることありますから……。

○小瀧政府委員 告示を出しましたときには外務省がやつておりましたけれども、現在は調達庁の所管であります。

○吉川(兼)委員 実は今特調長官の

般も現地を見たようありますし、福島君の方私の方からも話をいたしまして、できるだけはつきりさせようと協力いたします。

○吉川(兼)委員 実は今特調長官のお名前が出たのであります。この間あ

いいう状況で、私の質問の継続は困難と思つて留保したのですけれども、き

うは長官もお見えになつておらな

い。長官が来れば私はぜひ聞きたいと

思ひますことは、先般特調長官はこの

事件が起つてから現地を初めて見に行つております。それから現地を見られてから、その現場において新聞記者と

のインターイギューフが行われたようですが、その記事を見ておるのであります

が、その記事なんか、実は新聞の記

事でありますから信憑性についてもい

ろいろあるかしれませんけれども、

その記事を見ただけではまことにどう

も認識不足といいますか、これで特調

長官が勤まるかと思うような談話を平

氣で発表しておる。第一、自動車を飛

ばせば日帰りで十分行つて来られるよ

うな地域にありますにもかかわらず、そ

ういう事件が起つてから初めて出かける

というようなりさまであります。

現地の人々が考へておりますよもなこ

の悲惨な状況に対する政府の救いとい

うことが、はたして達成されるかどうか

を疑わざるを得ないであります。

私がただいま外務当局にお尋ねを申し上げておりますことは、規定は外務省

の告示であるけれども所管は特調であ

るからといふ。そういうおぎなりの御

答弁を聞こうと思つて、数日にわたり

ましてこういう質問を試みるのではございません。いやしくも外務省におか

れてこういう告示をおつくりになつて

いる以上、もちろんそういう機関をおつ

くりになります以上は、特調とか、水

産庁その他の関係当局と御相談を遂げ

られおつくりになる御意思があるかどうか

がどういうふうに分配されておるか、

された事実もあるようですが、それがおわかりでしたらお伺いしておき

たい。

○大石説明員 占領期間中見舞金とし

て一億七千七百万円、講和発効後昭和

二十七年度分としまして二億三百万

円、これは占領期間中は見舞金であり

まして、講和発効後は補償金でござい

ます。

なお末端の配分方法でござります

が、現在漁業経営上の損失を補償する

といふ建前になつておりますので、經

営の主体として國が補償金を支

払つておりますが、それに從属いたし

ておりますところの漁業労働者関係につきましても、配分がなされるように

運用されております。

○吉川(兼)委員 講和発効後の補償金

の二億三百万円でございますが、これ

はまだ内部払われていてしまつて

払われているのですか。

○大石説明員 御指摘のように一月一

三月分の約五千万円弱が支払い段階に

至つております。目下支払わるべく

策定中でござります。

○吉川(兼)委員 そこで、実はこの二億

三百万円から一月と三月分を引いた現

在支払われておりますこの補償金の分

配状況を私現地で調べて來たのであり

ますが、こまかいことは避けますけれ

ども、いわゆる従業員の側から申しま

すと、一年間の損害補償の金額が一番

多いところで一人当たり九千円、これは

一番最高ですが、最低に至りますては

一千五百円というところが相当ございま

す。こういう現実でいわゆる補償

の目的が達せられておるかどうかとい

うことを私どもは考へざるを得ないの

でござりますが、ただこの法律の中に

規定してありますのは、今お話をあり

ましたように、漁業營業上の損失補償

ということになつておりますので、損

失の補償金といいますのが經營者の側

に行く、經營者の側に行きましたから

の配分がきわめて不明瞭であります

これは前々国会でありますか、決算委員会でも問題になつておつたのであ

りますが、それを配分する費用に四百

数十万の金を頭から天引きする、しか

も決算委員会に呼び出してみるとまだ

七十万円も使い残りがある、こういう

あります。こういうことにつきまし

ても特調その他の當局におきまして

は、もつとこれが現実に即して配分さ

れるような、条件とは行かないかもし

れないが、少くとも渡す前に心配りをし

て、現地の委員会なり何なりにそ

う従業員の代表等も加えて配分さ

れること、こういふなことがあります

た方の考慮の中にあるのか、あるいは

考慮されておるとするならば、いつご

ろからそれを行わんとしておるのか、

こういう点を聞いてみたいと思いま

す。

○大石説明員 吉川委員の御指摘のよ

うに、一部末端配分におきまして、

いろいろ不明朗な事態があつたよう

でござります。それにつきまして私ど

も実施庁といたしまして、こういつた

ことのないようによく行政面からも具

でござります。また現地におきまして

も、二十七年度の補償金の配分につき

ましては、組合ごとに非常に明朗な空

氣でやつておるといふふうな実情でござ

ります。また現地におきまして

も、二十一年度の補償金の配分につき

ましては、組合ごとに非常に明朗な空

氣でやつておるといふふうな実情でござ

ります。ただ、しかばば吉川委員の

御心配になつておる經營者とその従業

員との関係はどうかといふ点につきま

しては、この補償の制度そのものが経

営者による損失を補償するといふ

建前上、こちらの方ではつきりと指定

してそれを渡すといったようになります

が、どんなくふうをこらしたらしいか

といふことを研究中でござります。

○吉川(兼)委員 もう一つちょっとと指定

してそれを渡すといつたようになります

が、どんなくふうをこらしたらしいか

といふことを研究中でござります。

○吉川(兼)委員 もう一つちょっとと指定

してそれを渡すといつたようになります

が、どんなくふうをこらしたらしいか

といふことを研究中でござります。

○吉川(兼)委員 過去三年間の実際上の

生産高といふものを中心としてやつて

お答え願いたいと思います。

○大石説明員 補償を実施する過去三

年であります。もよりの三年であります

す。

○吉川(兼)委員 補償を実施するもよ
りの三年というあなたの御答弁は、ど
うも少しおかしいと思います。実はそ
うではないでしょ?。もつとはつきり
したことと言つていただきたい。

たが、制限する以前の平年漁獲高でござります。

金額であります。これは該当の九十九里浜の補償の対象になりました数字は、ただいま手元に持つておりませ
ん。必要でございましたならば、後刻御報告申し上げたいと思ひます。

○吉川(兼)委員 特調の言われますが、その三箇年と私は了解しておりますが、その数字をすぐお示し頗るよいよですが、どうも質問の継続ができないくなるおそれもあるのです。そういうことじや困りますから、ぜひ必要なものですから、早急に、後ほどでよろしいからお届け願いたいのです。ただ現地の県の数字ですが、これは県の水産部があろうと思いますが、水産部で私が入手法したところによりますと、これは間違ということを県庁では言つております。ただいま問題になりました基準年度というか、この三年間は六百万貫近くでは一年間の漁獲量は大よそ一千万貫という数字であります。これは現在は申し上げるまでもなく、六日間のうち四日半日も演習にさらされておりながら、漁獲法その他の改正等から生産がこれだけ上つております。それから演習場を設定しない前においては一年間に終日やりまして、六百万貫とか上らない。こういうような数字の開きをもつてみましても、その基準年度に当つております三箇年、一年六百五十五という数字を基礎といたしまして、こういまして、六百万貫より少いものを根拠といいますが、これはまずうなづれておるということになるわけですが、ざいまして、六百万貫より少いものだけを補償すればよろしいという考え方でありますれば、今日は千万貫とし

ておりますから補償の必要はないといふことがありますから、いろいろのコスト高、その他の点から、千萬貫とれましても、漁民の生活は非常な困窮を來しておる。現にこの間の前

今回の委員会における経営者側から出ておりました参考人の話でも、今のように演習場設定のままで、今程度の補償金をもらつておつたのでは、これはいわゆるあぐり業といふ、あの地方特有な大きな漁業であります。経営苦行は立つて行けないということをはつきりと言つておるのであります。今私はこの補償の根拠をなしておりますところの三箇年間の基準漁獲高というのも、この基準は非常にずれておるのであります。これが少くとも十箇年くらいにずらして、そのころの物価関係でありますとか、労銀関係でありますとか、一切のものを勘案しましたところの基準年度というものを出さなければ、補償の信憑性というものがはなはだ怪しくなる。こういうふうに私は考えておるのであります。そういうふうに見ておるにしても、水産庁なり特調にかけてお考えになつておるのか、あるいはまたこれは大蔵省にも関係があると申いますが、大蔵省の補償関係の方にかかりても、そういうことをお考えただいておるかどうかということをまずお答え願いたいと思います。

て、非常に漁業の最盛のよう^一三箇年定期と比較いたしましてどうかといったところでは、うな考え方もあるわけでござりますが、研究の結果現在のところでは、と

省が一致した見解のようになります。
○立川説明員 この漁業の演習補償に就いては、いろいろ基礎に非常に問題があるのです。大体私ども関係各社が一致して、漁獲高に対する大体日本全国の大勢をいたしまして、終戦後と最近の事態とでは非常にかわっております。一般的にもちろん生産量の上昇の傾向もありまして、当然ふえて来ておるわけであります。一々の地区を一つ一つとつて参りますと、演習区を開始前三箇年と今年を比較いたしますと、ところによるとそれよりふえてくる御指摘の九十九里というような場合とか、それからかえつて減つておられます。そういうような場合もござります。そして漁業の生産が工場生産のようにだんだん々コンスタントに出て来るものでありますと、補償の政策というものは、体明確になると思いますが、これで漁、不漁というアクトター、その他の状況であるとか漁況であるとかいういろいろな因子によって左右いたされまつて、どこまでが演習による影響でありますかということを判断いたします。も、問題が非常にむずかしくなると、うのであります。その点が海上演習補償の際の非常な問題でありまして、場合によると不漁の場合のカバーを習することになるのではないかとうような問題も、いろいろ部内で討いたしております際には出て参り

す。そこでどういふようなところで、内分をするかというようなことについて、いろいろ研究をいたしました。たあべく、今のやり方といたしましては、ただいま調達庁の方から御説明をいたしまして、なやり方をやつておる、こう

○谷川説明員　お答えいたします。ただいまの問題は実際の損害額の把握をどう適正にするかという問題でござりますが、その方法といたしまして、従来とり得る資料というのが限られておる関係もございまして、御承知の通り漁業者につきましては、二十七年の開設議了解の補償要綱によりまして、制限前三箇年の平均の漁業所得をもとにいたしまして、その後の物価の上昇を加味いたしまして、実損を算定して補償いたしておりますわけでござります。大体省といたしましては、ともかくも実際の損害額は百パーセント補償するところが、建前でありますので、個々の場所におきまして実損の把握の仕方が間違つておれば、それを改めて適正な額を補償するという考え方であります。

が税金でありますとかいろいろな問題で現地の収入は激減いたしております。一番いいのは、この数字についていろいろと言ふ前に、われくはあの演習場をとつてもらえば一番いいのでありますけれども、演習場があつて、しかも一週間のうち四日間、午後から一番漁が盛んになります時間で六時間も海上のあの広い地域を壊滅されてしまして、そつとしての補償であるわけであります。が、その補償の根拠になつておりますのは、ただいま大蔵省のお話の中にもございましたように、制限前の三箇年間のきわめて漁獲の少いときを平均したものでこれをなされようとしておりますので、そこに非常な不合理があるということを指摘するために私は申し上げたのであります。大体私が大さつばに計算いたしたところによりますと、千万貫で貢当り百一、三十円と計算して十二三億円入るわけであります。が、その補償は実際に千万貫入つて、うしますとその損害計算が四億円をちょっと越えるのではないかと思うのでありますけれども、今調達府のお話を聞きますと二億二百万円でこれを打切つておられるのであります。これは私は現地の損害の実情に適していないと考えるのであります。が、この二億三百万円で適当だと思われるかどうか、これは調達府に聞きたいたのであります。その次に大蔵省の方では、この二億三百万円といふ昭和二十七年度の補償金を、八年度以降において増額する計画といふこと通じておきたい。

○大石説明員 お答え申し上げます。九十九里浜海上演習場の昭和二十七年度の損失補償金二億三百万円は、私も主務官といたしまして適当だというふうな見解を持つております。

○谷川説明員 ただいまの御質問でございますが、二十八年度につきましてはすでに実績もわかつてることだと考えますので、調達府の方で現在補償額を算定いたしまして払うことになりますから、その先のことにつきましては、実際の損害額がどの程度になるかということによりますので、ただいまふえるとか減るとかということをここで申し上げるわけに参りません。

○吉川(兼)委員 私は大蔵省にどうしてそういうことをお伺いするのかといいますと、今朝の新聞の千葉真版といふ欄に、九十九里の補償金は従来出し過ぎているというので大蔵省の方で――大蔵省とは書いてなくて当局と書いてあつたようですが、これを幾らか減額するような傾向があるといふような記事をちよつと見たのです。新聞記事で出所もはつきりしないのです。が、そういうような事実があるかどうかとということを、そういうふうな聞き方でお伺いしたいと思います。

○谷川説明員 千葉の片貝演習場につきましては、一十七年度に比べまして漁業の制限を受ける区域が大幅縮小されためにその損害の量が普通の状態であれば減るわけでございまして、もし減つておればそれだけ減額されるというのは当然のことだと思いま

○吉川(兼)委員 演習の区域が少し狭くなつたことはあなたのおつしやる通りでございますけれども、現在でも二万二千ヤードが一番制限の大きいところです。その外にも御存じのように両脇に約一千ヤード、前方にはさらに、ちよつと数字を忘れましたが、三、四千ヤードの準危険区域を指定しております。そして、演習が始まりますと、その地域は全部漁業ができなくなるのでござります。ただ大蔵省の、あるいはお役人衆が机の上での、これだけ狭くなつたから損害がそれだけ少くなるであろうというふうな計算であるが、現地は必ずしもそれと合致しない事情にあると私どもは考えております。しかも前年度の二億三百万円といふ補償額は、どの点から考えましても実際の損害の半分足らずのものであるということを、あなた方が現地代表としていろいろのことを御委嘱になつたり、御連絡しておりますと、まだ演習地が少し狭くなつたといふようなことで、たちに減額を考えられるなんということは、これはあまでもう少く、どういいますか、悪口に聞えるかもしませんが、お役所仕事に過ぎるといわざるを得ないのです。もう少し実情に即応した眞の補償をやるよろしいものでござりますけれども、石川県の内灘の補償を見ますと、これはいるあります。

いろいろな名目で実際にたくさん金が出ておるわけです。よそに出ていることをここでかれこれうちやむわけではございませんけれども、同じ漁業補償であります。これはあなたの特謂の補償二課というところからもつて来たもので。千葉県は先刻申し上げましたように、最高で九千円くらいです。いろいろ漁業の性質も違いますし、一概に比較しがたいものであろうとは思いますがれども、それにしましても、そういうような海上における損害の補償額の相違が出て來ておる。さらになこのほかにも、調達局の方からもつたのであります。農作物に対する補償といふもの、あるいは建物補償、さらに増産補償なんというものが約五億円も出ております。農作物に対する補償も出でております。農作物に対する補償額といふものも、九十九里におきましては、早くから問題にしてしばく当局にお願いしておるのであります。またあそこはたくさんの兵隊さんが駐留しますから、近所のすすめを休みの時間にはほとんど撃ち尽したといつていいくらいなのです。このごろでは毎年非常に渡つて来りますつばめのようなものも渡つて来りますつばめのようなものも非常に減少しておる。従つてその反射作用といつてしまじて、たんぱにたくさんの虫が発生しまして非常な虫害ですか。いわゆる副作用といいますか、この演習場がありますためにこういう問題が起つておる。内灘のごときは二十八年一月一日から四月三十日まで、十八年三月三十一日までの補償でござります。

す。わざわざ数箇月の補償にもかかわらず、こういうような決定がなされて、それが支給されておる。九十九里は占領中に設定されまして、しかも一ころ共産党などがこれを反米運動に利用しまして、占領法規に触れて数名の者が刑務署に送られるというような事態も起つたのです。そういうことから来る現地民のおびえというものがありまして、思つたことを十分その筋に訴えることが行われておらないという状況もござりますけれども、石川県の内灘みたように、県知事から県会の議決、そういうものから始まつて、国會議員等打つて一丸となつた反対運動をやつたかどうか知りませんけれども、結果はこういうような数字が出て来る。千葉県のように易々諸々として、不承々ではありますけれども協力の態勢をとつておりますところには、きわめて報いることが薄い。こういうような、類似した漁業補償できわめて顯著に不公平な数字が現われておるのでありますて、これから来ます民心の動揺なども、当局として相当考えてもらわなければならぬ。さなきだに、すでに共産党が入り込んで相当これを利用いたしました現実の姿もあることでありますから、そういう意味におきまして、この問題は、委員会の貴重な時間を長くとつて、同じようなことを繰返すようではなはだ恐縮でありますけれども、事はきわめて重大であると申し上げなければならぬので、ぜひ近い将来にこれを撤去するというふうな御努力をしていただいくとともに、それができるまでの間の補償は、少くとも内灘などと比べてこういう十分の一といふような開きのないようにしていただきたい。こ

いろいろ質問したいことがあります
が、たいへん時間が迫つておるよう
で、前回も少し御無理をしていただき
ましたから、きょうはできるだけ簡単
にいたします。また次回の委員会でで
も足りないところはお尋ねいたします
が、最後に、海上保安庁の方をお見え
のようでございますから、ちょっと一
つお伺い申し上げておきたいと思いま
す。

先日運輸委員会でございましたか、
こういう九十九里の問題が取上げられ
まして、そのとき関連質問をして、海
上保安庁から、去る二月十七日、水産
庁におきまして、この「九十九里の片
貝高射砲演習地域における漁船射撃事
件」云々ということになつております
が、これは九十九里浜のこととござい
ます。このことについて水産庁、外務
省、海上保安庁、調達庁及び千葉県庁
の五者が集まり協議したということと
で、その報告をお願いいたしておきま
した。ところがこういう報告書が来て
おります。この報告書の中に「同区域に
関係のあります補償は、昭和二十七年
十二月まで、総計約一億五千万円支
払われており、二十八年度分は現在調
達庁で申請書を整理中である。」これは
よろしいのですが、この次の「金額と
しては安い方ではなく」と特に断つ
て、「ただ経営者と労務者との比率に
ついて不公平が相当あるとのことであ
る」こういうことが書かれてあります
が、これは海上保安庁の解釈なのか、
あるいはこの五者会談の打出した結論
なのか、その辺をお伺いしておきた
い、こう思うのです。

○砂本説明員 この件に関しましては、いわゆる四者会談と言われておりますが、その会談の内容をひとつ提示してくれという御依頼を受けましたのは私自身でございまして、よく承知しております。そのとき、これは主催者は、ちょっと筋違いであるということを申し上げたのですが、わかる程度でいいという御了解を得ましたし、その意味におきまして、内容につきまして私どもの直接の所管でない点につきましては、お電話でございまして、他の面で調べるからという御回答を得たのであります。そういう御了解のもとで——一応私の方で列席した者もございましたから、内容につきましては私もここではつきり断言はできませんが、重要な点は私の方も無断で出すのはどうかと考えましたので、一応当つたことは当つたのであります。が、内容の件につきまして他の所管につきましては、先ほど申しましたようにここで私責任を持つてどうであるといふことはお答えできないことをひとつ御了承願いたいと思います。

に映つておるということを、米軍側で私どもに話しておりますが、何しろ過ぎ去つたことで、海の状況であります。場合に漁民なり漁船なりを保護するというが、お仕事の重要な一部ではないかと考えますのに、射撃が起つたときに、少くとも七隻の船が残つておるのに区域外に去るなんというのは、どうもお仕事を十分認識せられておるというふうにそれないのであります。その間の事情をこの間もちょっと伺つたのでありますか、はなはだ徹底を欠いておりましたので、どういう事情にあつたかということ、それを簡単でよろしゆうございますが、伺いたい。それから今後は特にあの地域につきましては万全を期するためにどういうことを考えておられるか、伺いたい。

んで積極的にすることを特に心得ますとともに、受けました連絡につきましてははつきりと確認いたしまして、であります。ただ敏速に海上の取締りと申しますから、連絡と申しましょか、保護の方全般を期するよう十分指示をいたしております。

それから当時の模様であります。問題は重大でござりますので、一応ここで御報告いたしましたことにつきましても、その後いろいろ直接責任を持つております横浜にあります第三管区本部の責任者も参つておりますし、いろいろ調査しておりますが、ここで御報告申し上げましたことを多く変更する必要はないということを、現在の状態におきましては私は感じております。その状況と申しますのは、一応ここで申し上げましたことをあらためて御報告いたしますが、向うを担当しております私どもの出先は銚子海上保安部と申しますが、そこに巡視船が二隻ございます。二月十一日にはそのうちの一隻である「はやぶさ」が同演習場海域の戒備警備に当つておりました。当日十一時三十分ごろ、同巡視船が片貝東方約九マイル付近、これは危険区域外であります。南下航行しております。これはもちろん今回のこの射撃に対する取締りなり保護ということをはつきり認識してこの行動をやつております。そのときちょうど操業を中心いたしまして、帰航中のあぐり漁船、これは二十隻あるいは三十隻といふいう報告を受けておりまして、正確な数字はこの範囲だと思ふのでございますが、すでに帰港中と見られる二十隻ないし三十隻の船をこれらははつきりと認めておるのでござ

いまして、視界は必ずしもはつきりしていないなかつたのであります。その視界は二マイルあるいは三マイル、こういう場所でもあり時期でもございましたし、また見通しのよいところではあるいは四マイル程度見えた部分もあつたといふが、その付近に、巡視船が見る範囲におきましても、漁船はこれを視認しておりません。その後同演習区域内を引続き哨戒警備を続行いたしておりますとこころ、十三時三十分ころ米軍から千葉県庁を通じまして、これは涉外と申しますか、すでに連絡員もおられるようありますから、それを通じまして今申しました鋪子海上保安部がこれをはつきりと受けております。このことをただちに無線によりまして沖を哨戒しております当時の「はやぶさ」でござりますが、これに連絡いたしました。本船は十三時四十分から四十五分の間にこれをはつきりとキャッチしております。それによりまして、そのときの内容は退去の要請であつたのであります。が、巡視船はその付近を十分できる範囲に行動いたしまして、漁船をおればもちろんこのことを伝えて、危険区域外出に出すつもりでその付近を哨戒したのでございますが、そのときには視界の悪い関係もございまして、全然船は見当らなかつたのでござります。そのとき現在持つております「はやぶさ」の能力と申しましようか、スピードの関係あるいはその視力の問題で、全区域にわたりまして確實にこれを認めることができなかつたかもしれません

が、先ほど申しましたように、射撃のある日にちと時間でございますので、すでに漁を終えて帰つておる船もはつきりと確認しておりますし、また見る限りにおきまして、これはただとまつておるのでないございまして、相当広い行動半径をもつて漁船に注意を自分も南下して危険区域を出たということでござります。その当時いろいろ射撃の問題もいわれておるのでござりますが、巡視船いたしましては、その射撃のありましたことさえも、何らこれを確認しておりません。

これが当時の模様でございまして、米軍の正確なレーダーが使用されておったということになりますならば、それによつて危険区域に若干船がおつたということがはつきり確認せられますならば、「これは私ども何も否定し得ない」ことでござりますが、当時の巡視船の能力におきまして、まず最善を尽したふうに考えられるのであります。しかしながら、これ以上の最善の方法はないかといふことでござりますと、今回起りましたいろいろの問題を十分検討いたしまして、私どもの使命をできる限り完全に果したい、この意味におきまして、いろいろ現地ではその後引き続き関係者とも協議しておる次第でござります。なお聞くところによりますと、現在の無線施設を持つておる船の七隻に、さらに十隻でありますかふやされると、これは非常に重要な問題で、要するに沖に対しても通信連絡が確実かつ敏速にできるということは、非常に重要な問題だと思うのです。これにてマツチいたしまして私ども最善を尽

○吉川(兼)委員 同じことを何回も伺つておるようでございますが、どうかひとつ海上保安庁は、もつと性能のいい船を——船はいろいろあるはずだから、基地のよくなところには性能のいいものをまわして、あとからいろいろ言い訳をしないで済むような責任あることをおやり願いたいと切望しておきます。それから最後に国際協力局の方にお伺いするわけですが、この間のいわゆる九十九里浜の威嚇射撃の事件でございまされども、十七日の外務委員会だつたと思いますが、戸田さんの御質問に対しまして、大臣がお見えになつておりますから、これを合同委員会といふ言葉は使っておりませんが、先方にこれによく聞き合して、そして善処するといふようなことを——ここに速記録がありますから正確なところを読んでもよろしいのですが、そういう意味のこととを言つておられるのですが、この問題を中心として九十九里浜の問題、あるいはもつと広く基地における海面使用の問題、そういうことを合同委員会で最近論議された事実があるかどうかということをお伺いしたい。もし事実がなければ、近い将来にそういうような運びになるような外務省側の準備といいますか動きといいますか、そういうことがなされておるかどうかということをお伺いしたいのです。

○小瀧政府委員 この問題は何といたしましても現地の事実に関する問題でありますので、現地の方をいろいろ調査する、そして幸いにして現地でもますます今後連絡関係を密にして、こういうことが起らないようには話しもつ

委員会の方へかけるという考えは持つておりますので、現状のところは合同別のあるいは非常に今後紛糾するようなことがかりに起れば、もちろんこれはあります。しかし法律問題が起ると話し合が進んで、これまで以上に先方の方でも気をつけてやり、そして連絡を密にして絶対にこういうことが起らないようになりますけれども、合意のため、これに満たす限りは、合同委員会に持ち出す考えは持っていない次第であります。

方に強く交渉してもらいたい。といふことは、ここにこの事件が起ります。これから樺東軍に勤めておられます。人から私は手紙が来ております。ここで読み上げてもよろしいのですが、自分の見るところでは、アメリカ側が嚴重であつて、むしろそういうようなことについては「隻の船」といえども、一の人にいえども傷つけないということに對して非常に良心的だ、この人の見るところによりますと、どうも日本側のアメリカに実際に接觸しておる面の交渉がはなはだぬるい、これは断言できないでしようが、そういう感じが自分はそこに勤めていてするという手紙がここに来ております。どうか樺東軍に勤めておる日本人がそういうことを言うようなことのないようになります。相手のあることですからそう急に話もできないでしようが、少くとも補償金なんかでこれを片づければかりにも新聞に出るよりな、ないのです。その補償金をどういう計算か知らないが、削るというようなことがかりそめにも新聞に出るよりな、こういう不見識なことは、現地にどういう不慮の問題が起らないとも限らないといふことを強調しておかなければならぬと思うのでございます。四者会談あるいは五者会談、何でもけつこうありますから、そういう会合をお持ちにならぬと思いますたびごとにやつてもらいました。現地におきましては、この被害のために非常に困窮をいたしております。風俗も紊乱いたしておりますし、学校の校舎なんかどんどん倒れかけております。この間の特調の長官の森義彦が報告員に対する御答弁も、少し現地の報告

のでありますけれども、今日は外務省を除いては各省とも、こう言つては失礼ですが、あまり責任のある方がお見えにならないので、どうも質問がしづらるのでこの辺で打切りまして、ほかの委員会等でなお重ねてこのことについてただしたい、こういうふうに考えまして、一応私の本日の質問はこれで打ち切ります。

○大橋(忠)委員 関連して、基地の問題はアリソン大使も前に何とかしなければならぬ、岡崎外相も何とかしなければならぬと言つておつたのですが、これは反米派の宣伝に持つて来るの材料なのです。しかるに今度日本の自衛力がふえる、従つて日本の自衛力の基地がいるといふような事態になりつつあるのですが、今度の自衛力の増強に関連して、この基地の数を減らすとかあるいは整理統合するとか、何かそういうようなことをアメリカ側とやつておりますか。これは反米運動の一一番いい材料になるので、日米親善のためにぜひやらなくてはならぬと思うのです。

○小瀧政府委員 ちょっと速記をとめてください。

○上塙委員長 速記をやめて。

〔速記中止〕

○上塙委員長 速記再開。ほかに御質問ございませんか。

では、本日はこれをもつて散会いたします。

午後四時五十一分散会

昭和二十九年三月八日印刷

昭和二十九年三月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局